

○日高中部衛生施設組合からのお知らせです

令和2年4月1日から

し尿（浄化槽汚泥を含む）の汲み取り料金と
直接搬入ごみの受け入れ料金を改正します

日高中部衛生施設組合では、し尿や浄化槽汚泥の汲み取りやごみの処理にかかる費用を、それぞれの受け入れ量に応じて受益者の皆様にご負担していただくよう、次のとおり料金の改正をいたしますので、ご理解下さいますようお願いいたします。なお、受け入れ量あたりの費用が、現在の単価を上回ることから、町民の皆様のご負担を緩和するため1.2倍を上限として設定しております。

<し尿と浄化槽汚泥の汲み取り料>

改正料金・・・10リットルあたり76円 ⇒ 10リットルあたり91円

改正日・・・令和2年4月1日（水）

算定内容・・・処理量に対する費用は140円/10ℓですが、現行単価の1.2倍を上限としますので、単価は91円/10ℓとなります。

※ し尿の汲み取り料金は、令和2年3月31日（火）までに証紙取扱店において申し込んだ場合には旧料金、4月1日（水）以降に申し込んだ場合は新料金となります。浄化槽については、3月末までに浄化槽の管理委託業者にご相談下さい。

<直接搬入一般廃棄物（ごみ）処理料>

（一般家庭から指定袋で出されるごみではなく、事業系ごみや引っ越しごみなど、日高中部環境センターに直接搬入するごみの料金です。）

料金改正・・・10kgあたり150円 ⇒ 10kgあたり180円

改正日・・・令和2年4月1日（水）

算定内容・・・処理量に対する費用は480円/10kgですが、現行単価の1.2倍を上限としますので、単価は180円/10kgとなります。

※ 令和2年3月31日（火）までに日高中部環境センターに直接搬入したものは旧料金、4月1日（水）以降に直接搬入したものは新料金となります。

○お問い合わせ先 新ひだか町：新ひだか町役場住民福祉部生活環境課内
電話 0146-49-0289（直通）
新冠町：新冠町役場町民生活課内
電話 0146-47-2112（直通）